

(案)

横教政第 号

令和3年(2021年)11月 日

横須賀市議会議長

大野 忠之 様

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

条例中改正案に対する意見について(回答)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく令和3年11月19日付(横議議第158号)による「横須賀市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例中改正案」に対する意見照会については、令和3年11月22日に教育委員会会議(臨時会)を招集し審議した結果、下記のとおり議決しました。

記

横須賀美術館に関する事務の移管については、令和3年10月7日の横須賀市総合教育会議において、市長と教育委員会で協議・調整を図りました。

その中で、移管により横須賀美術館の価値を高めていきつつも、移管後も横須賀美術館の教育機関としての機能を低下させず、教育委員会の意見を尊重しながら社会教育を適切に実施していくことについて認識を共有できましたので、条例中改正案に異議はありません。

事務担当：教育総務部教育政策課

内線3615